

番号	肝炎対策基本指針(国指針)	改正のポイント
94	(1)今後の取組の方針について 肝炎に係る正しい知識については、 <u>いまだ</u> 国民に十分に浸透したとは言えない状況にある。こうした中において、 <u>特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ</u> 、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。	国及び地方公共団体が連携し、関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行うことを明記。 これまでの研究成果を元に、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向けた具体的な方策を検討し、取組を進めるなどを追記。
95	また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、 <u>肝炎患者等の人権を守るために</u> 、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者を <u>はじめとした</u> 全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。	
96	(2)今後取組が必要な事項について ア 国、 <u>地方公共団体等は、毎年七月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を行う。あわせて、国及び地方公共団体が連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他の関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行う。</u>	
97	イ 国は、 <u>地方公共団体と連携しながら、あらゆる世代の国民が肝炎に係る正しい知識を持つよう、一層強力に普及啓発を行う。</u>	
98	ウ 近年、我が国における感染事例の報告が <u>増加してきている</u> ジノタイプAのB型肝炎ウイルスによる急性肝炎は、 <u>成人期の感染でも肝炎が遷延して慢性化しやすいことに鑑み、国及び地方公共団体は、国民に対し、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴開けやタトゥー(刺青)、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があること等、必要な普及啓発を行う。</u>	
99	エ 国は、 <u>ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。(再掲) ※39と同じ</u>	
100	オ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、 <u>必要に応じて肝炎情報センター、拠点病院等と連携し、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、誰もが肝炎ウイルスに感染する可能性があることや肝炎検査と早期受診の必要性等、肝炎についての基本的な理解を得られるように取組を行う。</u>	
101	カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。 加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。(再掲) ※70と同じ。	
102	キ 国及び肝炎情報センターは、地域の医療機関が肝炎に係る情報提供を受けられるよう、拠点病院等に対し適切な研修や情報提供等を行うものとする。	
103	ク 肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、都道府県及び拠点病院は、相互に連携の上、市町村、医療機関等の関係者の協力を得ながら、拠点病院の肝疾患相談センターも含めた窓口の設置状況等の周知を図る。	
104	ケ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。(再掲) ※51後段と同じ	
105	コ 国は、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向け、これまでの研究成果を元に、具体的な方策を検討し、取組を進める。	
106	サ 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。	
第九 その他肝炎対策の推進に関する重要事項		
107	(1)肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実 ア 今後の取組の方針について 肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、 <u>肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の権利を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じができる体制づくりを進める必要がある。</u>	①肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、肝炎医療費助成や重症化予防事業などの施策の実施状況等を踏まえ、検討を進めることを追記。 ②国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、医療関係者、患者団体等その他の関係者と協議のうえ、 <u>肝炎対策に係る計画、目標の設定を図る</u> よう促すことを追記。
108	イ 今後取組が必要な事項について (ア)都道府県、 <u>拠点病院等は、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努める</u> とともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。	

番号	青森県肝炎総合対策(現行)	改正のポイントに対する青森県の状況、今後の対応に対する評価
94	(1)課題 肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していくとも、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい病気です。 このため、県民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組む必要があります。	1 国の指針を引用しながら本県の状況等に修正する。
95	また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、 <u>肝炎患者等の人権を守るために</u> 、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者を <u>はじめとした</u> 全ての県民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要があります。	
96	(2)今後の対応 ア 県は、毎年7月に財団法人ウイルス肝炎研究財団が実施する「肝臓週間」と連携し、県の広報媒体等を通じて肝炎に関する集中的な普及啓発を行うとともに、あらゆる世代の県民が、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行います。	ア ラジオ広報、テレビ広報など媒体を通じ普及啓発活動は行っている。(主に、肝炎ウイルス検査の受検勧奨)
97	イ 県は、肝炎対策に関する県民公開講座を引き続き実施し、肝炎に係る正しい知識を持つための普及啓発を行うとともに、拠点病院に設置されている「肝疾患相談センター」についてさらに周知します。	イ 県民公開講座を6箇域全てで開催し、肝疾患相談センターを周知した。
98	ウ 拠点病院等が実施する「肝臓病教室」等の場を利用して、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について、普及啓発を行います。	ウ 拠点病院等が実施する肝臓病教室も定期的に開催した。
99	エ 県は、国が取りまとめる肝炎患者等に対する偏見や差別被害防止のためのガイドラインを活用し、普及啓発を行います。	エ 国からのガイドラインは拠点病院等に周知し、普及啓発を行っているが偏見/差別については、医療費助成や医学的なものより周知が弱い。
100	オ 肝疾患にかかる専門医療機関が少ない地域においては、県民公開講座の開催等を通じ、さらに重点的に普及啓発活動を行います。	オ 県民公開講座を6箇域で開催した。
101		(追加修正)
102		
103		(追加修正)
104		
105		
106		(追加修正)
第7 その他肝炎対策の推進に関する重要事項		
107	(1)肝炎患者及びその家族等に対する支援の強化及び充実 ①課題 肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する必要があります。 また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の権利を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じができる体制づくりを進める必要があります。	1 国の指針を引用しながら本県の状況等に修正する。
108	②今後の対応 ア 本県の肝疾患に関する相談窓口である、拠点病院に設置されている肝疾患相談センターや、県保健所でも相談ができることについて、県民に対してさらに周知していきます。	ア 県民公開講座の開催等で、地域の医師に講師を依頼し、受診に繋がるよう顔の見えるような体制を取ってきた。

番号	肝炎対策基本指針(国指針)	改正のポイント
109	(イ)肝炎情報センターは、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、適切に情報提供を行うようにする。	
110	(ウ)偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。(再掲)※106と同じ	
111		
112	(2)肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。	
113	ア 国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「肝炎研究十力年戦略」に基づく研究を推進する。あわせて、肝炎情報センター、拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修及び情報提供等を推進する。	
114	イ 都道府県、拠点病院等は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。	
115	ウ 平成二十二年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)における身体障害として、新たに肝臓機能障害の一部について、障害認定の対象とされ、平成二十八年度よりその対象を広げたところであり、その認定状況の把握を行う。障害認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれに伴う医療については、自立支援医療(更生医療)の対象となっており、引き続き当該措置を継続する。	
116	エ 国は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、肝炎医療費助成や重症化予防事業等の施策の実施状況等を踏まえ、検討を進める。	
117	(3)地域の実情に応じた肝炎対策の推進 ア 都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが望まれる。このため、国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、これらの関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図るよう促す。また、都道府県は、その実施状況の把握、評価及び見直しを実施することが重要である。 また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。この際、地域の実情に応じ、保健所等の活用を図ることも重要である。 なお、国及び肝炎情報センターは、地方公共団体が行うこれらの取組に対し、必要に応じ技術的支援等を行う。	
118	イ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均一化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うものとする。	
119	(4)国民の責務に基づく取組 肝炎対策基本法第六条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要があり、以下の取組を進めることが重要である。	
120	ア 肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持及び生命に重大な影響をもたらし得る疾病であることを十分認識して、国民一人一人が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認するとともに、必要に応じて精密検査の受診等の適切な行動を起こすよう努めること。	
121	イ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう適切に行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識を身に付け、適切な対応に努めること。	
122	(5)肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告 肝炎対策基本法第九条第五項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。 本指針は、肝炎を巡る現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。本指針に定める取組に関して、国は、国、地方公共団体等における取組の状況について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎を巡る状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、改正から五年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、改正するものとする。なお、本指針に定められた取組の状況について、国は肝炎対策推進協議会に定期的に報告するものとする	

番号	青森県肝炎総合対策(現行)	改正のポイントに対する青森県の状況、今後の対応に対する評価
109	イ 県は、関係団体等が開催する研修会等の場を利用し、市町村や県保健所等の保健師に対し、肝炎の最新の治療方法等について情報提供します。	同上
110	ウ 肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するため、拠点病院等が開催する肝臓病教室や、県が開催する県民公開講座の場を利用し、肝炎患者等が医療従事者とコミュニケーションの場を確保します。	同上
111	エ 県は、県民に対し、法務省の人権擁護機関の人権相談窓口を周知します。	同上
112	(2)肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方 ①課題 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、患者の高齢化が進んでいる現状があることから、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、肝硬変及び肝がん患者とその家族等の不安を軽減するための相談窓口の拡充と、医療従事者とコミュニケーションをしながら相談できる機会の確保が課題となっています。	
113	(2)今後の対応 ア 本県の肝疾患に関する相談窓口である、拠点病院に設置されている肝疾患相談センターや、県保健所でも相談ができることについて、県民に対してさらに周知していきます。	ア 県民公開講座の開催等で、地域の医師に講師を依頼し、受診に繋がるような体制を取ってきた。
114	イ 肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、拠点病院等が開催する肝臓病教室や、県が開催する県民公開講座の場を利用し、肝硬変及び肝がん患者が医療従事者とコミュニケーションをしながら相談できる機会を確保します。	同上
115	ウ 県は、今後国が進める調査研究に協力するとともに、新たに提供される支援体制や制度等を速やかに関係者に情報伝達します。	ウ 医療機関等へ通知を送付するなど情報伝達を行っている。
116		
117		
118		
119	(3)県民の責務に基づく取組 肝炎対策基本法第6条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた県民が主体的かつ積極的に活動する必要があり、以下の取組を進めることができます。	ア 肝炎ウイルス検査の自治体実施率は全国平均以下であるが、陽性率が高いことから、感染の疑いがある者が検査を受けているなどある程度、認識を持っていると考えられる。
120	ア 県民一人一人が、肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持及び生命に重大な影響をもたらし得る疾病であることを十分認識して、国民一人一人が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無について、早期に認識を持つよう努めること。	同上
121	イ 県民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう適切に行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。	見直し等をおこなっている。
122	(4)肝炎総合対策の見直し及び報告 本総合対策は、本県の肝炎をめぐる現状を踏まえ、本県の肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものです。 県が設置している「青森県肝炎対策協議会」において、肝炎に係る県内の状況や本総合対策の取組状況等について、必要に応じ報告及び評価を行うなど、肝炎をめぐる状況変化を的確に捉え、必要がある場合は、本総合対策の見直しについて検討を行ふものとします。	